

安城市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月26日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象

教育振興部所管の小学校及び中学校のうち、安城中部小学校、安城東部小学校、安城北部小学校、里町小学校、三河安城小学校、安城南中学校及び東山中学校

第3 監査の期間

令和6年1月9日から3月21日まで

第4 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、教育委員会から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査するとともに、各学校に出向いて学校関係職員から説明を聴取し、施設の管理状況の現地調査を実施した。

第5 監査の方針

令和5年12月末日までの令和5年度の配分予算の執行、現金の出納管理、備品の管理保管及び施設の維持管理が良好に行われているかについて監査した。

第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。